

令和7年5月16日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

議会運営委員会
委員長 本田 篤

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和7年第1回魚沼市議会臨時会について
(2) 魚沼市議会傍聴規則の一部改正について
(3) その他

- 2 調査の経過 5月16日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
令和7年第1回魚沼市議会臨時会の日程について、招集期日は市長提案のとおり5月27日とし、会期は1日間とした。
審議予定の付議事件及びその取扱い等については、別紙「令和7年第1回魚沼市議会臨時会付議事件一覧」のとおりとした。
魚沼市議会傍聴規則の一部改正について、改正案のとおり議長において改正することとした。
その他で、市の広報等で使用する文言の表記について、報告を受けた。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 令和7年第1回魚沼市議会臨時会について

(2) 魚沼市議会傍聴規則の一部改正について

(3) その他

2 日 時 令和7年5月16日 午後2時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 星 直樹、星野みゆき、大平恭児、遠藤徳一、渡辺一美、佐藤 肇、
本田 篤（森島守人議長）

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書 記 坂大議会事務局長、椛澤議会事務局次長

8 経 過

開 会 (14:00)

本田委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

(1) 令和7年第1回魚沼市議会臨時会について

本田委員長 日程第1、令和7年第1回魚沼市議会臨時会についてを議題といたします。

(1) 招集期日について、執行部から説明を願います。

内田市長 招集期日につきましては、5月27日でお願いしたいと思います。

本田委員長 ただいま説明がございました招集期日について、御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、招集期日については説明のとおり5月27日と決定しました。次に、(2) 付議事件、市長提出事件について、執行部から説明を願います。

内田市長 付議事件につきましては、配付の事件一覧のとおりであります。詳細については、総務政策部長から説明させていただきます。

桑原総務政策部長 それでは、付議事件一覧を基に順次御説明を申し上げます。

まず、事件番号1番、専決処分の承認を求めることについて(専決第8号 令和6年度

魚沼市一般会計補正予算（第9号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和7年3月31日付けで予算補正の専決処分を行ったものにつきまして、議会の承認をお願いしたいとするものでございます。当該補正予算の概要であります、歳入歳出予算の補正と地方債の限度額の補正のほか、繰越額の確定に伴う繰越明許費の補正、並びに事業の進捗に合わせた継続費の補正をお願いすることとしております。このうち、歳入歳出予算の補正につきましては、年度末における予算執行において不用となるものに係る減額分が中心でございまして、主なものとしたしましては歳入側では大雪関連として特別交付税及び社会資本整備総合交付金のほか、ふるさと寄附金などで追加額を計上した一方、実績に基づきまして法人市民税、工業団地造成事業特別会計貸付金元利収入を減額したほか、公共施設整備等基金及びふるさと結基金からの繰入金について減額調整を行うとともに、総額調整として財政調整基金繰入金を減額させていただいたものでございます。歳出側におきましては、年度末を迎えたことによります事業費の確定、または事業の実績見込みの精査を行ったことにより生じた不用額について減額及び財源内訳の変更を行ったほか、ふるさと結基金の積立金を追加する内容で歳入歳出のそれぞれから10億6,380万円を減額するものでございます。

続きまして、事件番号2番、専決処分の承認を求めることについて（専決第9号 令和6年度魚沼市工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号））につきましては、こちらも地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付けで予算補正の専決処分を行ったことについて、議会の承認をお願いしたいとするものでございます。当該補正予算の概要であります、先ほど令和6年度魚沼市一般会計補正予算（第9号）の説明でも触れましたように、水の郷工業団地において分譲区画の売却に至らなかったことから売却収入の減額とともに一般会計への償還金を減額することとして、歳入歳出それぞれ5億700万円の減額を行ったものでございます。

続きまして、事件番号3番、専決処分の承認を求めることについて（専決第10号 魚沼市税条例及び魚沼市入湯税条例の一部改正について）につきましては、令和7年4月1日施行の地方税法等の一部改正に合わせまして、市民税、固定資産税及び軽自動車税並びに入湯税に係る関係規定について直ちに整備し、同日付けで施行する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分による条例の一部改正を行ったことにつきまして、議会の承認をお願いしたいとするものでございます。

続きまして、事件番号4番、専決処分の承認を求めることについて（専決第11号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）につきましては、令和7年4月1日施行の地方税法等の一部改正に合わせまして、課税限度額及び所得判定基準について直ちに整備し同日付けで施行する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分による条例の一部改正を行ったことにつきまして、議会の承認をお願いしたいとするものでございます。

続きまして、事件番号5番、令和7年度魚沼市一般会計補正予算（第1号）についてであります。当該補正予算の概要でございまして、現時点で見込んでいます主なものとしたしましては、歳入歳出予算の補正として、2月の大雪により損傷を受けた公共施設等の修繕関連経費といたしまして広神老人憩いの家の屋根修繕のほか、堀之内公民館のエアコン更新及び目黒邸のかやぶき屋根修繕費用、これらを計上するとともに国民健康保険高額療養費

の過年度分に係る給付費の計上を予定しており、財源に財政調整基金の取崩しをもって調整することとして、歳入歳出それぞれ2,200万円を追加する内容を第1号補正予算としてお願いするものでございます。

続きまして、事件番号6番、魚沼市体育施設条例の一部改正につきましては、旧東湯之谷小学校グラウンドである東湯之谷運動広場を養護老人ホーム南山荘の建設用地とするにあたり、当運動広場を用途廃止するため当該条例から削除したいとするものでございます。なお、当該条例案につきましては、早い段階で提案できれば良かったところではございますが、工事発注前のこの時期にずれ込んでしまいましたことについてお詫び申し上げます。

続きまして、事件番号7番から事件番号11番までの財産の取得につきましては、いずれも取得する財産の予定価格が2千万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第8号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める事案に該当するため提案するものであります。なお、契約案件については、事件番号7番が体育館などの避難施設に配置をいたします気化熱冷風機66台の購入でございまして、事件番号8番、こちらが25メートル屈折はしご付消防車、また事件番号9番及び事件番号10番についてはそれぞれ仕様が異なりますがロータリー除雪車、事件番号11番が小形除雪車、以上の購入に係るものでございます。

続きまして、事件番号12番から事件番号15番までの人権擁護委員候補者の推薦につきましては、今年9月30日をもって4人の人権擁護委員が任期満了となることに伴いまして、10月1日から3年間の任期で就いていただく4人の委員候補者を推薦するにあたりまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりそれぞれ議会の意見を求めるものでございます。なお、新たな委員候補者の推薦書類を6月に管轄する法務局に提出する必要があることから、今臨時会に提案させていただきたいとするものでございます。

続きまして、報告事件として4件について御説明を申し上げます。同じページの下段の表を御覧いただきたいかと思えます。事件番号1番の令和6年度魚沼市病院事業会計予算の繰越についてから、事件番号4番、令和6年度魚沼市下水道事業会計予算の繰越についてまでの4件につきましては、各公営企業会計において令和6年度中に支出が完了せず令和7年度に繰り越した事業予算の経費について、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

本田委員長　ただいま説明ありました付議事件について質疑を行います。質疑はありますか。

渡辺委員　私がもしかしたら間違っているのかもしれませんが、11番なんですけど、この小形の「形」は、この「形」でいいんですね。

坂大議会事務局　この「形」でいいです。以前はそうだったんですけど、直しました。これが正しいです。

渡辺委員　分かりました。

本田委員長　ほかにありませんか。(なし)では、質疑はなしとさせていただきます。

市長提出事件につきましては、これを受けることにしたいと思えます。異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、市長提出事件については受けることに決定しました。

次に、議長受付について、議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 (資料「令和7年第1回魚沼市議会臨時会付議事件一覧(案)」により説明)

本田委員長 ただいま説明のあった議長受付事件について質疑はありませんか。

渡辺委員 この報告というのは、たしか当日じゃなくて3日前の議案と一緒に報告のも入りましたでしょうか。

坂大議会事務局長 入らないです。例月出納などは終わってからになります。

渡辺委員 今言った最後の11番の非強制徴収債権、このデータは入りますか。〔何事か呼ぶ者あり〕それは入れられます。

坂大議会事務局長 8番は、終わっているものは入れます。

椛澤議会事務局次長 7の4月分と、8の消防と議会分が前日の監査になっています。

渡辺委員 では、当日ということですね。それ以外は議案と一緒に入れていただくと。ありがとうございます。

本田委員長 ほかがございますか。(なし)なければ質疑を終結いたします。議長受付事件については、これを受けることにしたいと思います。異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、議長受付事件については受けることに決定しました。

次に、(3)付議事件の取扱いについて、御審議願います。ア、イについて議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 (資料「令和7年第1回魚沼市議会臨時会付議事件一覧」の取扱(案)」により説明)

本田委員長 ただいまの説明につきまして、質疑はございますか。(なし)なしとさせていただきます。お諮りします。付議事件の取扱いについては、議会事務局長の説明のとおり(案)でよろしいでしょうか。(異議なし)異議なしとします。よって、付議事件の取扱いについてはそのように決定しました。

次に、(4)会期について御審議願います。議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 会期につきましては、5月27日の1日間とさせていただきたいものです。以上です。

本田委員長 今ほどの説明につきまして質疑はございますでしょうか。(なし)なければ質疑を終わりにします。お諮りいたします。会期については5月27日の1日間とすることに異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって会期は5月27日の1日間とすることに決定しました。

次に、(5)その他について御審議願います。議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 それでは、臨時議会での各委員会報告であります。今回は臨時会であり、従来の取扱いでは、臨時会では議長報告における各委員会報告は行わず、次の定例会において委員会報告を行うこととしておりますが、今回は改選があり、次の定例会では議会構成が変わることが想定されますので、現在の議会構成で開催された委員会については、この臨時会で報告するような取扱いをすることでよろしいか協議を求めます。なお、3常任委員会につきましては、5月19日と21日に開催されますが、会議録については、調製でき次第スマートディスカッションに格納したいと考えております。また、その週には特豪の総会等があり、臨時会まで日がありませんので、臨時会では委員会

報告書のみで報告で、会議録につきましては場合によっては後日になる可能性がございますので、この点についても御了承をお願いしたいと思います。説明は以上です。

本田委員長　ただいまの説明につきまして質疑はありますか。(なし)なければ質疑を終わりにします。お諮りします。ただいま説明のあった議長報告における各委員会報告は、今回の臨時会で報告をするということで異議ありませんか。(異議なし)異議ないものと認めます。よって、今回の臨時会は議長報告における各委員会報告はすることに決しました。

(2) 魚沼市議会傍聴規則の一部改正について

本田委員長　日程第2、魚沼市議会傍聴規則の一部改正についてを議題といたします。前回の3月17日の議会運営委員会で説明させていただきました件でございます。市の例規審査委員会の審査が終わりましたので、成案としてお諮りさせていただきたいと思っております。内容について議会事務局長に説明を求めますのでよろしくお願いいたします。

坂大議会事務局長　それでは説明をさせていただきます。令和7年2月14日付けで、全国市議会議長会から標準市議会傍聴規則の一部改正について通知があった件でございます。資料020標準市議会傍聴規則の一部改正を御覧いただきたいと思います。(資料「020 魚沼市議会傍聴規則の一部を改正する規則」により説明)

本田委員長　この件につきまして御審議願います。皆さんのほうで何かございますか。

渡辺委員　内容についてなんですけれども、新旧対照表の最初のページです。第6条の1号をちょっと確認だけさせてください。2号のところは3号になって、3号と4号が削られて、5号は削られて、6号は4号になって、7号は5号になるという、このような読み方で間違いはないでしょうか。

坂大議会事務局長　委員、お見込みのとおりでございます。

渡辺委員　そうですね、2号のところの略が3号の略のところと対照でいいわけですね。ありがとうございます。

佐藤(肇)委員　今回改正になる部分で、表現が変わって、ただ内容も今まで、第6条と7条のところですか、今まで規則で禁止されていたのが今度は議長の判断ということになるんでしょうかね。具体的な行為自体を規定するんじゃなくて、「及ぼすことを疑いに足りる」というか、そういう言い方になっているんで、その辺の判断は誰というところまでは書いてないですが、これはみんな議長ということでもいいでしょうか。

坂大議会事務局長　お見込みのとおりでありまして、今まで具体的な例が示されていましたが、そこまでは表記しないと。ただ、そうすると分かりづらいので、事務局としては一般的な改正内容に注意事項を書きますけれども、具体的にはこういうものが禁止されますというような例を張り出す予定であります。趣旨としては委員お見込みのとおりであります。

佐藤(肇)委員　そうしますと今度は、要は帽子を被ったままでもいいという、そういうことになりますよね。今までは外とうだとか襟巻だとか、そういったのはみんな禁止だということにはしていたんですが、その辺が今度規定がなくなるわけですので、要は奇抜な服装だとか書いてあるそういう部分について全て、見た目での衣服のことについては規定はなくなるということで解してよろしいのでしょうか。

栴澤議会事務局次長　今回、今まで具体的であったものを総括的な、示威的な活動であるとか、そういったものを抽象的な言葉に統一させてもらったんですけれども、実際の運用としては今までの決まりが継続している、具体的には今まで駄目だったものはそのままというような形で想定をしております。

坂大議会事務局長　条文的には大きい括弧で書きましたけども、今までは明確に明示して表現しましたけども、先ほど説明させていただきましたが、運用の中で具体的にこういうものは禁止ですよというように形で表示をさせていただきたいと思います。その表示については、また後ほど議員の皆様にご協議いただいた中で表示をさせていただきたいと考えております。

佐藤（肇）委員　そうすると、前の既定の部分で「ラッパ、太鼓、楽器の類」だとか、そういうのも新しいほうには全くないんですけども、そういったのは注意書きみたいな形で表記をするということで解してよろしいでしょうか。

坂大議会事務局長　はい、そのように運用をしたいと考えております。

渡辺委員　7条のところの4号です。旧だと7号になると思うんですけれども、「携帯電話、パーソナルコンピュータその他の電子機器類は、使用できないよう電源を切り、又は音を発しない状態にすること。」というこの表現なんですけれども、携帯電話であれば電源は切らなくても音を発せない状態であれば使うことができる、パーソナルコンピュータもできるのか、その辺りはどんな感じでしょうか。

坂大議会事務局長　この改正についてでありますけれども、標準規則であれば今までもこのようになっていたんですが、当議会の規則はこのようになっておりませんでした。この趣旨というのは、使えるかということではなくて、スマートフォン等だと電源を切ってしまうともう完全に受信できなくなりますけれども、ミュートとかにしておけばメールの受信ができる、そういう状態にしておくというふうな意味でございます。議場で使えるとかそういう意味ではないというふうな解釈されますのでお願いします。

渡辺委員　今のところ、当議会では議案ですとかが当日傍聴人が見れるようにはなっていません。ただ、今後のことを考えると、傍聴人の方が議案書等を見れるようにしていくような議会改革もあり得るのかなというふうな思うんですけれど、その場合は音を発しない状態であればパソコンで閲覧も可能だというふうな解釈できるということではよろしいでしょうか。

坂大議会事務局長　今ほどの点につきましては、今後の運用の仕方を検討する必要があるかと思っておりますけれども、パソコンや何かは確かに音を消してそこで電子データで閲覧することができるようにするのであればそれは使えると思うんですけど、電話やスマホをやっぱり使うというのは全く想定していないことであります。実際の運用については今後また検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

本田委員長　もう1点、取扱いにつきましてはいかがでしょうか。日程的には議長決裁ということではやっていたようでもありますけれども。

坂大議会事務局長　過去議決をしたこともありましたけれど、規則でありますので、議決は必要ないというふうに、皆さんからお諮りいただいた上で取扱いを願いたいということではあります。

本田委員長　質疑は終わりにさせていただきますが、よろしいですか。（異議なし）では、

本案のとおり改正するということが異議ありませんか。(異議なし) 異議ないものと認めます。よって、本改正案は、原案のとおり決することに決まりました。

(3) その他

本田委員長 日程第3、その他についてを議題とします。皆さんのほうから協議事項等ございますか。(なし) 事務局から協議事項等がありますか。

坂大議会事務局長 それでは、事務局から1点報告をさせていただきます。執行部において、広報等で使用している文言の表記についてであります。「障害者」及び「障害」の「害」の字をひらがな表記をする旨、令和6年12月12日付けで通知がございました。変更期日につきましては令和7年1月1日で、本市議会においても会議録等の表記について同様の取扱いとしておりますので御報告をさせていただきます。ただし、市の例規等につきましてはこれまでどおり漢字表記でありますので申し添えます。事務局からは以上です。

本田委員長 本件につきましては行政の報告事項等でありますので、そのようにお願いをするということによろしいでしょうか。(異議なし) そのように決定いたします。

ほかに執行部からございますか。

内田市長 ありません。

本田委員長 本日の会議録につきましては委員長に一任を願います。議会運営委員会はこれにて閉会いたします。

閉 会 (14:32)

議会運営委員会

委員長 本田 篤